

## 破砕業に係る許可基準等の考え方について

## 許可基準

自動車リサイクル法における規定（法第69条）

その事業の用に供する施設及び破砕業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合する者であること。

破砕業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと（以下略）

## 1. 事業の用に供する施設

## (1) 解体自動車を破砕前処理又は破砕するまでの間保管するための施設

破砕時に他の廃棄物等が混入することを防止することができる保管場所を設ける必要があると考えられるかどうか。

無秩序な保管を防止するために保管の区域を明らかにする必要があると考えられるかどうか。

外部からの侵入を防止するために囲いを設ける必要があると考えられるかどうか。

## (2) 解体自動車を破砕するための施設

## 破砕施設

解体自動車の破砕については、解体自動車の解体に適した施設を有することが必要ではないか。（廃棄物処理法の産業廃棄物処理施設の許可を得た施設が必要ではないか。）

## 破砕前処理施設

破砕前処理として圧縮とせん断が定められている。破砕前処理を業として行おうとする場合には、使用済自動車の圧縮又はせん断に適する施設を有することが必要と考えてよいか。

### (3) 自動車破砕残さの保管施設

自動車破砕残さは飛散しやすく、また、雨水等がかかった場合に重金属等が溶出するおそれがあり、再資源化のための施設に速やかに搬出する必要があるが、搬出するまでの間保管するための施設としては床面がコンクリート等不浸透性の材質で構築されている流出水による外部の汚染防止措置が講じてあるを満たす必要があると考えるがどうか。

## 2. 破砕業申請者の能力

解体自動車の破砕又は破砕前処理を的確に行うためには、解体自動車の組成や自動車破砕残さの管理等についての知識及び技能が必要と考えられるが、具体的にはどのような知識及び技能が必要か。それは何によって確認できるか。(標準作業書等の提出、経験年数、研修の受講等によって確認できるか。)

解体自動車の破砕又は破砕前処理を継続して行うためには、事業を計画的に実施するとともに経理面を的確に管理する等事業を安定して行う能力が必要と考えられるが、具体的にどのような能力が必要か。それは何によって確認できるか。(事業計画書又は過去の破砕実績、事業収支見積書等の提出を求め、それによって確認することができるか。)

## 再資源化基準

自動車リサイクル法における規定(法第18条)

### (1) 破砕業者による解体自動車の再資源化に関する基準

破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕を行うときは、当該解体自動車から有用な金属を分離して原材料として利用することができる状態にすることその他の当該解体自動車の再資源化を行わなければならない。

前項の再資源化は、破砕業者による解体自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

### (2) 破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関

## する基準

破砕前処理業者は、その引き取った解体自動車の破砕前処理を行うときは、破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

### 1．破砕業者による解体自動車の再資源化の方法

破砕業者は、解体自動車の破砕を行うときは、技術的・経済的に可能な限り、鉄、アルミニウム、その他容易に回収できる金属類については、回収を促進すべきものとして良いか。

自動車破砕残さの円滑な再資源化を促進するために、解体自動車のみを区別して破砕することが必要と考えられるが、どのような課題があるか。

### 2．破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理の方法

破砕施設での再資源化を促進するため、解体自動車以外の廃棄物を混入させないことが必要と考えるがどうか。